

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

○亀岡市庁舎使用料条例の一部改正 (総務課)	9
○亀岡市税条例の特例に関する条例 (税務課)	10
○亀岡市野外活動施設条例の一部改正 (社会教育課)	13
○亀岡市社会体育施設条例の一部改正 (文化・スポーツ課)	13
○亀岡市総合福祉センター条例の一部改正 (地域福祉課)	14
○ふれあいプラザ条例の一部改正 (地域福祉課)	15
○亀岡市立文化センター条例の一部改正 (人権啓発課)	16
○亀岡市湯の花温泉供給条例の一部改正 (商工観光課)	18
○ガレリアかめおか条例の一部改正 (市民力推進課)	19
○亀岡市大井生涯学習センター条例の一部改正 (自治防災課)	20
○亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部改正 (自治防災課)	21
○亀岡市交流会館条例の一部改正 (市民力推進課)	22
○亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部改正 (ふるさと創生課)	23
○亀岡市土づくりセンター条例の一部改正 (農林振興課)	24

○亀岡市食肉センター条例の一部改正 (農林振興課)	24
○亀岡市林業センター条例の一部改正 (農林振興課)	25
○亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課)	25
○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正 (病院総務課)	29
○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正 (人事課)	29

### —— 規 則 ——

○亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正 (子育て支援課)	30
○市民ホール使用規則の一部改正 (総務課)	33
○職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正 (人事課)	34
○亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則 (商工観光課)	35
○亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部改正 (都市整備課)	43

### —— 告 示 ——

○ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱 (歴史文化財課)	44
○ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱の一部改正 (自治防災課)	49
○亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正 (人事課)	49

○令和元年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率 (保険医療課)	49	○子どもスポーツ検診補助金交付要綱の一部改正 (文化・スポーツ課)	69
<b>—— 公 告 ——</b>			
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	50	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	70
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	50	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	70
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	50	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	71
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	51	○亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	72
○亀岡市移住支援金交付要綱 (ふるさと創生課)	51	○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	74
○亀岡市空家等対策の推進に関する条例による緊急安全措置の実施 (建築住宅課)	58	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	75
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	58	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	79
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	58	○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	79
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	59	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	80
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	59	○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	84
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	60	<b>—— 任免及び辞令 ——</b>	
○亀岡市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱 (子育て支援課)	61	<b>教育委員会欄</b>	
○公示送達 (保険医療課)	66	<b>—— 告 示 ——</b>	
○亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課)	67	○亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱施行規程の一部改正	85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	69	<b>選挙管理委員会欄</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	69	<b>—— 告 示 ——</b>	
		○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	85
		○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	85

○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 86

○選挙人名簿抄本閲覧の状況 87

○在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 94

○参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所 94

**農業委員会欄**

——— 告 示 ———

○別段の面積（下限面積） 94

**上下水道部欄**

——— 告 示 ———

○公示送達 95

○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 95

○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃止の告示 95

**市立病院欄**

——— 規 程 ———

○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正 96

公布された条例のあらまし

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市庁舎の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例の特例に関する条例要綱

- 1 地域の特性と強みを生かした企業立地の促進と事業の高度化を通じて地域の活性化を進めるため、特例要件に該当する事業者に対し、期間を定めて新たに立地される施設等に係る固定資産税を免除する奨励措置を定めることとした。
- 2 関係条例を廃止することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市野外活動施設条例の一部を  
改正する条例要綱

- 1 亀岡市野外活動施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

亀岡市社会体育施設条例の一部を  
改正する条例要綱

- 1 亀岡市社会体育施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市総合福祉センター条例の一  
部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市総合福祉センターの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

ふれあいプラザ条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 ふれあいプラザの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例要綱

1 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる亀岡市立文化センターの使用料を、中核館構想による施設整備に伴い市内の他の公共施設使用料との均衡を図り、及び消費税引上げに対応するため、次のとおり改めることとした。

		現 行			改正後		
		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～10時	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～10時
ホール	通常期間	1,080円	1,080円	1,290円	1,480円 1,100円	1,970円 1,460円	2,360円 1,750円
	冷房期間	1,510円	1,510円	1,810円	2,070円 1,540円	2,750円 2,040円	3,300円 2,450円
	暖房期間	1,400円	1,400円	1,680円	1,920円 1,430円	2,560円 1,890円	3,060円 2,270円
会議室	通常期間	320円	320円	380円	440円 330円	580円 440円	690円 520円
	冷房期間	450円	450円	540円	610円 460円	810円 610円	960円 720円
	暖房期間	420円	420円	500円	570円 420円	750円 570円	890円 670円
料理室	通常期間	750円	750円	900円	840円 770円	1,120円 1,020円	1,340円 1,220円
	冷房期間	1,050円	1,050円	1,270円	1,170円 1,070円	1,560円 1,420円	1,870円 1,700円
	暖房期間	980円	980円	1,170円	1,090円 1,000円	1,450円 1,320円	1,740円 1,580円

備考 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。  
2 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部  
を改正する条例要綱

- 1 温泉使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

ガレリアかめおか条例の一部を改  
正する条例要綱

- 1 ガレリアかめおかの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市大井生涯学習センター条例  
の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市大井生涯学習センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティ  
センター条例の一部を改正する条  
例要綱

- 1 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市交流会館条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 亀岡市交流会館の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市移住・定住促進施設の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市土づくりセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市食肉センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を

定めることとした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市林業センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市都市公園の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立病院の使用料及び手数料  
に関する条例の一部を改正する条  
例要綱

- 1 亀岡市立病院の駐車料金について、消費税  
引上げに対応するため、所要の規定整備を図  
ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を  
定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することと  
した。

---

職員の懲戒の手續及び効果に関す  
る条例の一部を改正する条例要綱

- 1 名称に変更が生じた法人について改正する  
こととした。
- 2 この条例は、令和元年7月1日から施行す  
ることとした。



## 条 例

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1,620円	2,700円	3,240円	4,320円	5,940円	7,560円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

1,650円	2,750円	3,300円	4,400円	6,050円	7,700円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

に改め、同表備考第4号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2中「100分の108」を「100分の110」に、「5,000円」を「5,090円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市庁舎使用料条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市税条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市税条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済の活性化を推進し、地域の成長発展の基盤整備のため、新たに施設を設置又は増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除について、亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。以下「旅館・ホテル営業」という。）の用に供する施設及びその同一敷地内の付属施設をいう。
- (2) 宿泊施設事業者 旅館・ホテル営業を営み、又は第三者に営ませる法人又は個人をいう。
- (3) 製造施設 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。

以下同じ。)の営業の用に供する施設及びその同一敷地内の付属施設をいう。

(4) 製造事業者 製造業を営む法人又は個人をいう。

(5) 立地 次に掲げる行為をいう。ただし、土地のみの取得はこれに該当しない。

ア 新設 既存宿泊施設又は既存製造施設の敷地以外の場所に、宿泊施設（延床面積が300平方メートル以上のものに限る。）又は製造施設を新たに設置することをいう。

イ 増設 既存宿泊施設又は既存製造施設の敷地及び当該敷地と一体的な利用ができると市長が認める敷地において、延床面積300平方メートル以上の使用されたことのない客室を有する宿泊施設又は使用されたことのない製造施設を新たに設置することをいう。

(6) 開業日 新設にあつては宿泊施設において営業を開始した日又は製造施設において当該施設を稼働した日、増設にあつては宿泊施設において増設した部分の営業を開始した日又は製造施設において増設した部分を稼働した日をいう。

(7) 新規常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、次の要件のいずれにも該当するもの（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含まないものとする。）をいう。

ア 開業日の前6月から開業日の後3月までの間に雇用される者

イ 雇用の日から1年以上継続して雇用される者

(8) 投下固定資産総額 立地する宿泊施設の開業日までに取得した固定資産（地方税法

(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。)又は立地する製造施設の開業日までに取得した固定資産(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第25条に規定する当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地)のうち、新たに宿泊施設又は製造施設の用に供するものの取得価額の合計額をいう。

(宿泊施設の立地における特例措置)

第3条 宿泊施設事業者が、法第13条に規定する地域経済牽引事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、法第24条に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税について、開業日の属する年(翌年の1月1日を含む。次項において同じ。)の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。

2 宿泊施設事業者が前項の京都府知事の承認又は主務大臣の確認を受けられなかった場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税については、開業日の属する年の翌年度に限り固定資産税を免除することができるものとする。

(製造業の立地における特例措置)

第4条 製造事業者が、事業計画を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、法第24条に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される製造施設に係る土地、家屋及び構築物に対して賦課する固定資産税について、開業日の属する年(翌年の1月1日を含む。)の翌年度から3年を限度として固定資

産税を免除することができるものとする。

(指定基準)

第5条 第3条に規定する特例を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす宿泊施設事業者とし、本市観光の振興、にぎわいの創出及び雇用の拡大に貢献し、開業日の水準を維持することが確実と見込まれるものとする。

- (1) 新規常用雇用者が2名以上であること。
- (2) 新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者が1名以上であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。
- (5) 投下固定資産総額が13,000,000円以上であること。
- (6) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)に掲げる暴力団員等でないこと。

2 第4条に規定する特例を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす製造事業者とし、新たな産業の創設や高付加価値事業への参入を進め、経済的効果をもたらす見込みのあるものとする。

- (1) 新規常用雇用者が2名以上であること。
- (2) 新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者が1名以上であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。
- (5) 投下固定資産総額が100,000,000円(パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業に係るものにあつては、50,000,000円)以上であること。
- (6) 亀岡市暴力団排除条例に掲げる暴力団員

等でないこと。

3 第1項第4号及び前項第4号に規定する経済団体とは、亀岡商工会議所をいう。

(申請)

第6条 第3条及び第4条の特例措置の適用を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書に係る書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定等の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、第13条に規定する審査会の意見を聴くとともに、当該内容について審査し、必要に応じて現地調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 前条の規定により指定の通知を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、申請事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第9条 指定事業者は、宿泊施設又は製造施設の相続、合併その他の事由により当該宿泊施設又は製造施設を他人に承継する必要があるときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、当該宿泊施設又は製造施設を承継する者に対して、当該特例措置を継続することができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は特例措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) 第5条に規定する指定基準のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(2) 正当な理由によることなく、指定に係る宿泊施設又は製造施設において開業日から

5年を経過する日までにおいて、営業の休止又は廃止をしたとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により特例措置を受けたとき。

(4) その他市長が特例措置を行うことが適当でないと認めたとき。

(固定資産税の徴収)

第11条 市長は、前条の規定により指定の取り消し等を受けた者から、既に免除した固定資産税について、その免除した額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告及び調査)

第12条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じて報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(審査会)

第13条 市長の諮問に応じ、この条例に係る事業の実施について審議させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として地域経済牽引事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 市長は、指定事業者の指定をしようとするとき又は指定の取り消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例の廃止)

2 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例

(平成30年亀岡市条例第36号)は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例

亀岡市野外活動施設条例(昭和57年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「540円」を「550円」に改める。

別表第2中「750円」を「760円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の亀岡市野外活動施設条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の

使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例(昭和39年亀岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

円	円	円	円	円
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
3,240	3,240	3,240	3,240	
1,620	1,620	1,620	1,620	
1,620	1,620	1,620	1,620	
2,160	2,160	2,160	2,160	
1,080	1,080	1,080	1,080	
970	970	970	970	
1,080	1,080	1,080	1,080	
1,080	1,080	1,080	1,080	
2,160	2,160	2,160	2,160	3,240
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
1時間につき430円				
1時間につき2,770円				

を

「

円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,100	円 1,650
3,300	3,300	3,300	3,300	
1,650	1,650	1,650	1,650	
1,650	1,650	1,650	1,650	
2,200	2,200	2,200	2,200	
1,100	1,100	1,100	1,100	
990	990	990	990	
1,100	1,100	1,100	1,100	
1,100	1,100	1,100	1,100	
2,200	2,200	2,200	2,200	3,300
1,100	1,100	1,100	1,100	1,650
1時間につき440円				
1時間につき2,820円				

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市社会体育施設条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円 2,160	円 3,240	円 4,320	円 9,720
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
430	540	640	1,620
540	640	750	1,940
540	640	750	1,940
1,180	1,400	1,720	4,320
750	860	970	2,590
640	750	860	2,260
750	860	1,080	2,700
750	860	1,080	2,700
430	540	640	1,620

」

を

「

円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
440	550	660	1,650
440	550	660	1,650
440	550	660	1,650
550	660	770	1,980
550	660	770	1,980
1,210	1,430	1,760	4,400
770	880	990	2,640
660	770	880	2,310
770	880	1,100	2,750
770	880	1,100	2,750
440	550	660	1,650

」

に改める。

別表第2中「42,100円」を

「42,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

ふれあいプラザ条例（平成17年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「 320円 」を「 330円 」に改める。

別表第2中「 43,200円 」を「 44,000円 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のふれあいプラザ条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例

亀岡市立文化センター条例（平成14年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

人権福祉センター・東部文化センター・保津文化センター使用料

種別	期間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
ホール	通常期間	1,480円	1,970円	2,360円
	冷房期間	2,070円	2,750円	3,300円
	暖房期間	1,920円	2,560円	3,060円
会議室	通常期間	440円	580円	690円
	冷房期間	610円	810円	960円
	暖房期間	570円	750円	890円
料理室	通常期間	840円	1,120円	1,340円
	冷房期間	1,170円	1,560円	1,870円
	暖房期間	1,090円	1,450円	1,740円

備考

- 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。
- 2 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。



別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

馬路文化センター・保津ヶ丘文化センター使用料

種別	期間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
ホール	通常期間	1,100円	1,460円	1,750円
	冷房期間	1,540円	2,040円	2,450円
	暖房期間	1,430円	1,890円	2,270円
会議室	通常期間	330円	440円	520円
	冷房期間	460円	610円	720円
	暖房期間	420円	570円	670円
料理室	通常期間	770円	1,020円	1,220円
	冷房期間	1,070円	1,420円	1,700円
	暖房期間	1,000円	1,320円	1,580円

備考

- 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。
- 2 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市立文化センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成9年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

温泉料金

種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
			超過量	料金
営業用	50立方メートル以下	5,500円	50立方メートル超	115円
自家用	5立方メートル以下	550円	5立方メートル超	115円

メーター使用料

口径	使用料（1個1箇月につき）
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	165円
25ミリメートル	220円
30ミリメートル	275円
40ミリメートル	385円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市湯の花温泉供給条例の規定は、令和元年11月1日以後の検針に係る使用料について適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

ガレリアかめおか条例の一部を改  
正する条例

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条  
例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

432円
432円
432円
432円
各4,968円
2,160円
1,728円
各432円
各432円
各216円
216円
4,320円
各216円
1,728円
216円
各216円
各附帯設備ごとに43,200円を超えない範囲において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 54円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

」を

「

440円
440円
440円
440円
各5,060円
2,200円
1,760円
各440円
各440円
各220円
220円
4,400円
各220円
1,760円
220円
各220円
各附帯設備ごとに44,000円を超えない範囲において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 55円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の110を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の110を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

」に改める。

別表第4中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のガレリアかめおか条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市大井生涯学習センター条例の一部を改正する条例

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成17年亀岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

室名	使用時間区分
----	--------

」を

「

使用時間区分	室名
--------	----

」に、

「

円 4,860	円 6,480	円 7,560	円 9,720	円 11,880	円 16,200
860	1,080	1,290	1,720	2,050	2,910

」を

「

円 4,950	円 6,600	円 7,700	円 9,900	円 12,100	円 16,500
880	1,100	1,320	1,760	2,090	2,970

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市大井生涯学習センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例（平成26年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円 5,070	円 6,770	円 8,120	円 10,150	円 12,180	円 17,600
1,680	2,250	2,700	3,370	4,050	5,850
2,460	3,280	3,940	4,930	5,910	8,540

」を

「

円 5,170	円 6,890	円 8,270	円 10,340	円 12,410	円 17,920
1,720	2,290	2,750	3,440	4,130	5,960
2,510	3,350	4,020	5,020	6,030	8,710

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1,330円	1,330円	2,460円	
720円	720円	1,230円	
1,020円	1,020円	1,850円	
610円	610円	1,020円	
		4,000円	8,000円
		1,620円	3,240円

」

を

「

1,350円	1,350円	2,500円	
730円	730円	1,250円	
1,030円	1,030円	1,880円	
620円	620円	1,030円	
		4,070円	8,140円
		1,650円	3,300円

」

に改める。

別表第3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市交流会館条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

14,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円
16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円
16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円
18,000円	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円
20,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円
14,000円	9,000円	8,000円	—	—
16,000円	10,000円	9,000円	—	—
16,000円	10,000円	9,000円	—	—
18,000円	12,000円	11,000円	—	—
20,000円	13,000円	12,000円	—	—
13,000円	8,000円	7,000円	—	—
15,000円	9,000円	8,000円	—	—
15,000円	9,000円	8,000円	—	—
17,000円	10,000円	9,000円	—	—
18,000円	11,000円	10,000円	—	—
5,000円	3,000円	2,000円	2,000円	1,500円
7,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
5,000円	3,000円	2,000円	—	—
7,000円	5,000円	4,000円	—	—
4,000円	2,000円	1,500円	—	—
6,000円	4,000円	3,000円	—	—
4時間まで	4,000円	4時間超過	1時間ごとに	1,000円
4時間まで	3,000円	4時間超過	1時間ごとに	500円

を

14,200円	9,160円	8,140円	7,120円	6,110円
16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円
16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円
18,300円	12,200円	11,200円	10,100円	9,160円
20,300円	13,200円	12,200円	11,200円	10,100円
14,200円	9,160円	8,140円	—	—
16,200円	10,100円	9,160円	—	—
16,200円	10,100円	9,160円	—	—
18,300円	12,200円	11,200円	—	—
20,300円	13,200円	12,200円	—	—
13,200円	8,140円	7,120円	—	—
15,200円	9,160円	8,140円	—	—
15,200円	9,160円	8,140円	—	—
17,300円	10,100円	9,160円	—	—
18,300円	11,200円	10,100円	—	—
5,090円	3,050円	2,030円	2,030円	1,520円
7,120円	5,090円	4,070円	3,050円	2,030円
5,090円	3,050円	2,030円	—	—
7,120円	5,090円	4,070円	—	—
4,070円	2,030円	1,520円	—	—
6,110円	4,070円	3,050円	—	—
4時間まで	4,070円	4時間超過	1時間ごとに	1,010円
4時間まで	3,050円	4時間超過	1時間ごとに	500円

に改める。

別表第3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市移住・定住促進施設設置条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

亀岡市土づくりセンター条例（平成17年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	2,057円	を	「	2,095円	に、
	1,439円			1,465円	
	10円			10円	
	205円			208円	
	1,439円			1,465円	
」			」		

「123円」を「125円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市土づくりセンター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第34号

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市食肉センター条例（平成17年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	21,600円	を	「	22,000円	に
	10,800円			11,000円	
	3,240円			,300円	
	108円			110円	
」			」		

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市食肉センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」



亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第35号

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例

亀岡市林業センター条例（平成17年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

円 1,510	円 1,720	円 2,160	円 5,400
750	860	1,080	2,700
540	640	860	2,050

」

を

「

円 1,530	円 1,750	円 2,200	円 5,500
760	870	1,100	2,750
550	650	870	2,080

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市林業センター条例の規定は、令和元年10月1日以後

の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第36号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第1号中「2,700円」を「2,750円」に、「6,040円」を「6,160円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「430円」を「440円」に改め、同項第2号中

円	円	円	円	円
7,770	7,770	7,770	11,660	31,530
9,280	9,280	9,280	13,930	37,580
31,100	31,100	31,100	46,650	125,920
37,360	37,360	37,360	56,050	151,300
23,320	23,320	23,320	34,990	94,500
27,970	27,970	27,970	42,010	113,290
77,760	77,760	77,760	116,640	314,920
93,310	93,310	93,310	139,960	377,890
116,640	116,640	116,640	174,960	472,390
139,960	139,960	139,960	209,950	566,890
2,590	2,590	2,590	3,880	10,470
3,130	3,130	3,130	4,750	12,740
3,240	3,240	3,240	4,860	13,170
3,880	3,880	3,880	5,830	15,760
12,960	12,960	12,960	19,440	52,480
15,550	15,550	15,550	23,320	62,960
9,720	9,720	9,720	14,580	39,420
11,660	11,660	11,660	17,490	47,190
32,400	32,400	32,400	48,600	131,220
38,880	38,880	38,880	58,320	157,460
48,600	48,600	48,600	72,900	196,880
58,320	58,320	58,320	87,480	236,190
1,620	1,620	1,620	2,480	6,580
1,940	1,940	1,940	2,910	7,880
320	320	320	320	—
1,080	1,080	1,080	1,620	4,420

各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円（全日については、32,400円）を超えない範囲内において規則で定める額

円	円	円	円	円
7,920	7,920	7,920	11,880	32,120
9,460	9,460	9,460	14,190	38,280
31,680	31,680	31,680	47,520	128,260
38,060	38,060	38,060	57,090	154,110
23,760	23,760	23,760	35,640	96,250
28,490	28,490	28,490	42,790	115,390
79,200	79,200	79,200	118,800	320,760
95,040	95,040	95,040	142,560	384,890
118,800	118,800	118,800	178,200	481,140
142,560	142,560	142,560	213,840	577,390
2,640	2,640	2,640	3,960	10,670
3,190	3,190	3,190	4,840	12,980
3,300	3,300	3,300	4,950	13,420
3,960	3,960	3,960	5,940	16,060
13,200	13,200	13,200	19,800	53,460
15,840	15,840	15,840	23,760	64,130
9,900	9,900	9,900	14,850	40,150
11,880	11,880	11,880	17,820	48,070
33,000	33,000	33,000	49,500	133,650
39,600	39,600	39,600	59,400	160,380
49,500	49,500	49,500	74,250	200,530
59,400	59,400	59,400	89,100	240,570
1,650	1,650	1,650	2,530	6,710
1,980	1,980	1,980	2,970	8,030
330	330	330	330	—
1,100	1,100	1,100	1,650	4,510

各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額

を

に改め、同項第3号中

円	円	円
6,480	6,480	11,660
7,770	7,770	14,040
25,920	25,920	46,650
31,100	31,100	56,050
19,440	19,440	34,990
23,320	23,320	42,010
64,800	64,800	116,640
77,760	77,760	139,960
97,200	97,200	174,960
116,640	116,640	209,950
1人1回 210円 (ただし、中学生以下1人1回100円)		
860	860	1,510
320	320	590
160	160	270

各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円（全日使用については、21,600円）を超えない範囲内において規則で定める額

円	円	円
6,600	6,600	11,880
7,920	7,920	14,300
26,400	26,400	47,520
31,680	31,680	57,090
19,800	19,800	35,640
23,760	23,760	42,790
66,000	66,000	118,800
79,200	79,200	142,560
99,000	99,000	178,200
118,800	118,800	213,840
1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)		
880	880	1,540
330	330	600
160	160	270

各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日使用については、22,000円）を超えない範囲内において規則で定める額

を

に改め、同項第4号中

1,230円
510円
100円
50円
12,300円
5,100円
1,000円
100円
48,600円

を

1,250円
520円
110円
50円
12,500円
5,200円
1,100円
100円
49,500円

に改め、同項第5号中

2,700円
2,160円
1,080円
1,080円
1,080円
2,160円
540円
540円
540円
1,080円
100円
100円
108,000円

を

2,750円
2,200円
1,100円
1,100円
1,100円
2,200円
550円
550円
550円
1,100円
100円
100円
110,000円

に改め、同項第6号中

2,160円	2,160円	4,320円	4,320円	5,400円	6,480円
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円を超えない範囲内において規則で定める額					

」を

2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	5,500円	6,600円
各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円を超えない範囲内において規則で定める額					

」

に改め、同項第7号中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同項第8号中

「

円	円	円	円	円	円	円
2,590	2,590	2,590	2,590	3,880	3,880	16,300
3,130	3,130	3,130	3,130	4,750	4,750	19,760
10,360	10,360	10,360	10,360	15,550	15,550	65,340
12,420	12,420	12,420	12,420	18,680	18,680	78,300
7,770	7,770	7,770	7,770	11,660	11,660	49,030
9,280	9,280	9,280	9,280	13,930	13,930	58,530
25,920	25,920	25,920	25,920	38,880	38,880	163,290
31,100	31,100	31,100	31,100	46,650	46,650	195,910
38,880	38,880	38,880	38,880	58,320	58,320	244,940
46,650	46,650	46,650	46,650	69,980	69,980	293,970
1,290	1,290	1,290	1,290	1,940	1,940	8,200
1,510	1,510	1,510	1,510	2,260	2,260	9,500
750	750	750	750	1,180	1,180	4,860

各附属設備ごとに、1使用時間区分7,560円（全日については、22,680円）を  
超えない範囲内において規則で定める額

」を

「

円	円	円	円	円	円	円
2,640	2,640	2,640	2,640	3,960	3,960	16,610
3,190	3,190	3,190	3,190	4,840	4,840	20,130
10,560	10,560	10,560	10,560	15,840	15,840	66,550
12,650	12,650	12,650	12,650	19,030	19,030	79,750
7,920	7,920	7,920	7,920	11,880	11,880	49,940
9,460	9,460	9,460	9,460	14,190	14,190	59,620
26,400	26,400	26,400	26,400	39,600	39,600	166,320
31,680	31,680	31,680	31,680	47,520	47,520	199,540
39,600	39,600	39,600	39,600	59,400	59,400	249,480
47,520	47,520	47,520	47,520	71,280	71,280	299,420
1,320	1,320	1,320	1,320	1,980	1,980	8,360
1,540	1,540	1,540	1,540	2,310	2,310	9,680
770	770	770	770	1,210	1,210	4,950

各附属設備ごとに、1使用時間区分7,700円（全日については、23,100円）を  
超えない範囲内において規則で定める額

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市都市公園条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第37号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「5, 140円以内」を「5, 230円以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第38号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 公益財団法人 亀岡市スポーツ協会（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

「揭示済」

# 規則

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

## 亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「出生の日から6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が」を削り、同条第3号中「6歳に達する日以後最初の4月1日」を「前号の場合において、3歳に達する日の属する月の翌月の初日」に、「3,000円」を「1,500円」に改め、同条第4号を削る。

別記第1号様式中

「亀岡市」を「申請者の住所と同じ  
亀岡市」に、

「国保・国組・国退・政管・69条の7・健康組合・船員・共済」を

「国保 ・ 協会健保 ・ 組合保険 ・ 船員 ・ 共済」に改め、

同様式備考を次のように改める。

備考 自書による場合は、押印を省略することができます。

「加入保険」欄の記入については、健康保険証の写しの添付に代えることができます。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

(表)

(ニ) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子ども医療費受給者証</span>		入院外	年	月	日まで有効
		入院	年	月	日まで有効
負担者	番号				
公費負担医療の受給者番号					
受居	住地	京都府亀岡市			
給氏	名				
者生	年月日	年	月	日	
有効	期間	年	月	日	
発行機	名	京都府			
及び	印	亀岡市長			
交付	年月日	年	月	日	

この証は、京都府以外では使用できません。

(ニ) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子ども医療費受給者証</span>		亀岡市独自制度			
		入院外	年	月	日まで有効
負担者	番号				
公費負担医療の受給者番号					
受居	住地	京都府亀岡市			
給氏	名				
者生	年月日	年	月	日	
有効	期間	年	月	日	
発行機	名	京都府			
及び	印	亀岡市長			
交付	年月日	年	月	日	

この証は、京都府以外では使用できません。

(裏)

出生の日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院に係る医療の給付を受ける場合及び出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受ける場合

注意事項

- この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証です。大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合(3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(以下「3歳以上の者」という。)が入院外の診療を受ける場合を除く)は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。
  - 入院 1カ月・・・・・・・・・・2000円
  - 入院外 (3歳以上の者以外の者) 各月の最初の診療日に・・・・・・・・2000円
- 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- この証を破つたり、汚したり又は失ったときは再交付をうけてください。
- 有効期間を経過したとき又は資格がなくなつたときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 住診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものはこの子ども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が入院外に係る医療の給付を受ける場合

注意事項

- この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証です。大切に保管してください。
- 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が、保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。
  - 入院 各月の最初の診療日に・・・・・・・・2000円
  - 入院外 各月の最初の診療日について保険医療機関等に支払った自己負担金の額が1カ月合計して1,500円を超えたときは、その超過額について、こども医療費の助成を市長に申請することができます。
- 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- この証を破つたり、汚したり又は失ったときは再交付をうけてください。
- 有効期間を経過したとき又は資格がなくなつたときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 住診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものはこの子ども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

子ども医療費助成申請書

受給者	該当するものに○をしてください	入院・入院外（通院） 3歳未満・就学前・小学生・中学生・多子世帯	被保険者氏名	
	受給者証番号	.....	被保険者名	
	住所	□申請者と同居所 亀岡市	(保険者番号)	( )
	氏名	申請者との続柄 ( )	記号・番号	
	生年月日	年 月 日	種類	国保・協会健康保険・組合保険・船員・共済
<p>下記診療報告書により、子ども医療の助成を申請します。        なお、本申請に関して、加入する健康保険の保険者や医療機関等に対して、亀岡市が確認を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>〒 -</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名 _____ ⑥        (保護者) 電話 ( )</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p>				
振込口座	金融機関名		種別	口座番号
	銀行 農協 信用金庫 金庫	本店 支店	普通	口座名義人 (カタカナ)
医療機関記入欄	診療報告書（総医療点数は保険診療適用分についてのみ記入してください。）			
	診療月	年 月 分	診療日	療数
	診療の種類	内科（ ）・歯科・ 調剤・その他	他法負担	点 ( 円)
	入院・入院外の別	入院・入院外	所在地	
	総医療点	点	名称 開設者氏名	⑥
〔内当該月の 初回点数〕	( 点)	自己負担額		
年 月 日 上記のとおり報告します。				
※決定	国保	自己負担額 ①	高額療養費 ②	附加給付額 ③
	1 2 3	割割割 円	円	円
	公費負担 ⑤	円	支給決定額 ①-②-③-④-⑤	円
備考				審査印

(注)・太枠のみすべてご記入ください。 ※欄は記入しないでください。  
 この申請書は、医療機関で現金を支払った場合に提出するものです。  
 ・領収書の添付が必要です。(ただし、領収書の添付が不可能な場合は、必ず上記診療報告書欄に、医療機関等で証明をもらってください。)  
 ・当該月の初回点数は、一部負担金を算出するためのものです。  
 ・申請は、受診された翌月以降に行ってください。また、同月分の申請は必ずまとめて行ってください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記第1号様式及び別記第4号様式については、当分の間、これを使用することができる。

「揭示済」



市民ホール使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

市民ホール使用規則の一部を改正する規則

市民ホール使用規則（平成2年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	「	円	を に改める。
		3,240		3,300	
		1,080		1,100	
		460		470	
		540		550	
		1,620		1,650	
		210		220	
		1,080		1,100	
		108		110	
		21		22	
	」		」		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民ホール使用規則の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

公益財団法人亀岡市体育協会（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。）

」

を

「

公益財団法人亀岡市スポーツ協会（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。）

」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市税条例の特例に関する条例（令和元年亀岡市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親会社 他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準じる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいう。
- (2) 子会社 前号の他の企業をいい、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。
- (3) その他の用語は、条例に定める意義と同様とする。

(指定の申請手続)

第3条 条例第3条及び第4条の規定により特例措置の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、当該宿泊施設及び製造施設の開業日から3箇月以内に指定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない

ない。ただし、当該申請は、親会社の子会社と共同で立地しようとするときは、連名により提出することができる。

- (1) 法人の登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）又は代表者の住民票の写し（法人でない場合に限る。）
  - (2) 定款の写し又はこれに類するもの（法人の場合に限る。）
  - (3) 企業概要（パンフレット等）
  - (4) 直近事業年度の決算書
  - (5) 事業概要説明書
  - (6) 計画図面（位置図・平面図・立面図）
  - (7) 建設工事实績書及び工事請負契約書の写し
  - (8) 申請日現在の新規常用雇用者が記載された従業員名簿及び開業に係る新規常用雇用者数一覧表
  - (9) 市税完納証明書（申請日現在）
  - (10) 条例第5条第3項に規定する経済団体が発行する会員を証するもの
  - (11) 条例第3条第1項及び第4条に規定する地域経済牽引事業計画の写し
  - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第8号における従業員名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 入社年月日
  - (4) 雇用保険番号
- 3 増設の場合、当該宿泊施設又は製造施設の開業日から起算して6箇月前の日の時点における常時雇用従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）の名簿を併せて提出しなければならない。
- 4 条例第3条に規定する固定資産税の課税免除に係る固定資産のうち、土地については、立地された宿泊施設の開業日から起算して5

年前の日から当該宿泊施設の開業日までの期間内に取得されたものとする。

5 条例第4条に規定する固定資産税の課税免除に係る固定資産のうち、土地については、事業計画の承認以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手がなされた土地に限るものとする。

6 条例第5条第1項第1号及び第2項第1号に規定する新規常用雇用者並びに同条第1項第2号及び第2項第2号に規定する新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者（以下「新規市内雇用者」という。）の人数は、立地された宿泊施設又は製造施設の開業日現在の人数とする。

7 増設の場合、条例第5条第1項第1号及び第2項第1号に掲げる要件の確認は、本条第3項に規定する常時雇用従業員の名簿と本条第1項第8号に規定する開業日現在の新規常用雇用者が記載された従業員名簿との比較をもって行うものとする。

8 条例第5条第1項第2号及び第2項第2号に規定する新規市内雇用者は、立地された宿泊施設又は製造施設の開業日から起算して6箇月前の日から当該宿泊施設又は製造施設の開業日までの期間内に雇入れされた者とする。  
(指定の通知)

第4条 市長は、条例第6条の規定による申請があったときは、条例第13条に規定する審査会の意見を聴くとともに、当該内容について審査し、必要に応じて現地調査を行い、指定書（別記第2号様式）によりその結果を申請者に通知するものとする。

(固定資産税の課税免除申請)

第5条 条例第3条及び第4条の規定により特例措置の指定を受けようとする者は、年度ごとに、当該年度の最初の納期限までに固定資産税課税免除申請書（別記第3号様式）を市

長に提出しなければならない。

(変更届)

第6条 指定の通知を受けた宿泊施設事業者又は製造事業者が、申請事項を変更しようとするときは当該変更が生じた日から10日以内に変更を証する書類を添えて変更届（別記第4号様式）を、事業の休止又は廃止しようとするときは事業休廃止届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第7条 事業を承継した者は、条例第9条第1項の規定により事業承継届（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(取消し等の通知)

第8条 市長は、条例第10条の規定により指定を取り消したときは、指定取消書（別記第7号様式）を指定を取り消した宿泊施設事業者又は製造事業者に交付するものとする。

2 市長は、条例第10条の規定により特例措置の全部若しくは一部を取り消し、又は停止した場合は、特例措置取消等通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、商工業、経済関係機関等の代表者並びに行政機関の関係者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審査会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、産業観光部商工観光課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則の廃止)

2 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則(平成30年亀岡市規則第31号)は、廃止する。

2. 施設の概要

施設の種類	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 製造施設
施設の所在地	〒
土地の所有区分	買取 $m^2$ ・借地 $m^2$
敷地面積	$m^2$
建築面積	$m^2$
延床面積	$m^2$
構造・階数	造・階建
宿泊施設の客室数	室
建設期間	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
開業年月日	年 月 日
投下固定資産総額	土地 円 家屋 円 償却資産 円 合計 円 ※投下固定資産総額を証する書類を添付のこと
新規常時雇用者数	人
うち新規市内雇用者数	人

別記第1号様式（第3条関係）

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者所在地

事業者名

代表者名 ㊟

指定申請書

亀岡市税条例の特例に関する条例第3条及び第4条の規定による特例措置の指定事業者として指定を受けたいので、亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業者概要

事業者の名称	〒		
事業者の所在地	電話		
資本金	円		
設立又は開業日	年 月 日		
業種			
直近の財務状況	売上 円	経常利益 円	純利益 円
	円	円	円

第2号様式（第4条関係）

亀岡市指令 第 号

様

指 定 書

年 月 日付で申請のありました指定事業者の指定について、亀岡市税  
条例の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり指定事業者として指定  
します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 指 定 番 号 亀岡市指令 第 号

2 指 定 事 業 者 の 名 称

3 指 定 事 業 者 の 所 在 地

4 施 設 の 名 称

5 施 設 の 所 在 地

3 各種計画

<p>事業計画</p> <p>※開業日から5年先までの目標を具体的に記載のこと。</p>	
<p>雇用計画</p> <p>※開業日から5年先までの目標を具体的に記載のこと。</p>	
<p>環境配慮に関する計画</p>	

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地  
事業者名  
代表者名 ㊟

変更届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定を受けた指定事業者に係る申請事項を変更したいので、亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

- 1 指定事業者の名称及び指定番号
- 2 指定事業者の所在地
- 3 変更年月日
- 4 変更の理由
- 5 変更事項
- 6 添付書類  
変更内容が明確となる書類

記

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地  
事業者名  
代表者名 ㊟  
(電話 )

固定資産税課税免除申請書

亀岡市税条例の特例に関する条例第3条及び第4条の規定により、下記のとおり固定資産税の課税免除について申請します。

記

課税免除の適用を受ける年度	年度		通知書番号			
	名称	所在地	所在地	開業日		
対象となる施設の詳細	所在地	地番	地目又は 家屋番号	地積又は 床面積	構造及び 用途	取得年月日
	土地				-	
					-	
					-	
固定資産の内訳	家屋					
	償却資産					
資産の種類	資産の名称	数量	取得価格	取得年月日	耐用年数	
構築物						

※記入欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と該当欄に記載し、別紙にて提出してください。



第6号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

承継者 所在地  
事業者名  
代表者名

㊟

事業承継届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定を受けた指定事業者の事業を承継したので、亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおりに届け出ます。

記

承継年月日	年 月 日
指定番号	亀岡市指令 第 号
被承継者	
承継の内容	
承継の理由	

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 指定番号  
所在地  
事業者名  
代表者名

㊟

事業廃止届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定事業者の指定を受けましたが、下記のとおり事業を休止・廃止したいので、亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

休止・廃止年月日	年 月 日
休止・廃止の理由及び概要	
今後の事業計画	

第7号様式（第8条関係）

亀岡市指令 第 号

指定番号

様

指 定 取 消 書

亀岡市長

岡

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定した指定事業者の指定に  
ついては、亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり取  
り消します。

年 月 日

亀岡市長

岡

記

取消年月日	年 月 日
取消理由	

第8号様式（第8条関係）

様

特例措置取消等通知書

亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり特例措置を  
( 取り消した ・ 停止した ) ので、通知します。

記

指 定 番 号	亀岡市指令 第 号
指 定 事 業 者	名 称
施 設 の 名 称	所 在 地
施 設 の 所 在 地	
年 月 日	
事 由	亀岡市税条例の特例に関する条例第10条第 号に該当
取 消 し ・ 停 止	1 全部・一部の別 2 取消し又は停止した部分（一部の場合） 3 停止期間
取 消 し ・ 停 止 の 内 容	

「揭示済」

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部を改正する規則

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則（平成18年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号（コインロッカーの項及び温水シャワーの項を除く。）中「210」を「220」に、「540」を「550」に、「1,350」を「1,370」に、「100」を「110」に、「320」を「330」に、「810」を「820」に改め、同表第2号（コインロッカーの項及び温水シャワーの項を除く。）中「5,180」を「5,280」に、「1,080」を「1,100」に、「100」を「110」に、「430」を「440」に、「320」を「330」に、「540」を「550」に改め、同表第3号中「540」を「550」に、「1,080」を「1,100」に、「100」を「110」に、「1,620」を「1,650」に改め、同表第4号（温水シャワーの項を除く。）中「350」を「360」に、「100」を「110」に、「890」を「910」に、「2,160」を「2,200」に、「5,400」を「5,500」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の規定は、令和元年10月1日以後の附属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の附属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第127号

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る  
支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）に基づき積み立てた基金を活用して、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「歴史文化遺産」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第2条に規定する文化財
- (2) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第10条に規定する伝統芸能
- (3) 法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (4) 法第13条に規定する文化財等
- (5) 法第14条に規定する地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(補助金交付選考会)

第3条 補助金の交付対象及び補助金の交付対象事業について意見を聴取するため、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付選考会（以下「選考会」という。）を設置する。

2 選考会は、歴史文化遺産に知見を有する者及び職員のうちから若干名をもって組織する。  
(交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、第2条で定める歴史文化遺産（昭和20年以前のものに限る。）で、選考会の意見を聞いて市長が適当と認めた事業に係るものを所有又は管理する団体又は個人（以下「対象者」という。）とする。

(補助金基準)

第5条 この補助金は、寄附者が指定した歴史文化遺産を守る支援の寄附金額の10分の7に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限として交付するものとする。

(交付対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 災害により被災した歴史文化遺産の修復事業

(2) 地域交流・活性化の拠点と位置付けられる歴史文化遺産の保存・活用事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 宗教的活動、政治的活動、選挙活動その他公序良俗に反する活動を含む事業

(2) 飲食を含む事業

(3) 慰労又は親睦を目的とする事業

(4) 前項に規定する補助対象事業として、社会通念上認められる範囲を超える事業

(寄附金額通知)

第7条 市長は、毎年1月1日から12月31日までの寄附金額について、当該期間終了後速やかに第5条に規定する補助金基準により算定し、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金寄附金額通知書（別記第1号様式）により対象者に通知するものとする。ただし、寄附者の氏名等については、当該寄附者の同意を得た場合に限り、対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「補助対象者」という。）は、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付申請書（別記第2号様式）に必要書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、選考会の意見を聞いて必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定通知を受けた後に申請内容に変更がある場合は、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の変更承認及び通知）

第11条 市長は、前条の変更交付申請書を受理したときは、選考会の意見を聞いて、必要な審査を行い、補助金の変更の可否について決定をし、適当と認めるときは、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、交付対象事業が完了したときは、速やかにふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が偽りの交付申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその補助金の返還を求めるものとする。

（報告及び調査）

第15条 市長は、補助対象者に対し、この交付金に係る必要な事項について報告を求め、又は職員に実施調査をさせることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市長 宛

申請者  
住所(所在地)

氏名(団体名及び代表者氏名)

㊞

電話番号

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付申請書

別記第1号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金寄附金額通知書

下記のとおり、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援寄附金の申し出があったため、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金寄附金額 \_\_\_\_\_ 円

年度において、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金の交付を受けたいので、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

寄附者氏名	住所・電話番号	寄附金額(円)	補助金額(円)
〒 ..... 電話番号	.....		
〒 .....	.....		
〒 .....	.....		
〒 .....	.....		
〒 .....	.....		

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係資料

第3号様式（第9条関係）

亀岡市指令 第 号

様

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

第4号様式（第10条関係）

(宛先) 亀岡市長

申請者  
住所 (所在地)

氏名 (団体名及び代表者氏名)

電話番号

印

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けたふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金について、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請内容を変更したので関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日 付け亀岡市指令 第 号

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

第5号様式(第11条関係)

亀岡市指令 第 号

様

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありましたふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金について、下記のとおり変更を承認しましたので、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 変更承認後補助金交付予定額 金 円

2 変更決定の内容

第6号様式(第12条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住所(所在地)

氏名(団体名及び代表者氏名)

印

電話番号

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けたふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金について、交付対象事業が完了しましたので、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業報告書

2 収支報告書

「揭示済」



亀岡市告示第128号

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱（平成30年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「2分の1」を「10分の7」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成31年1月1日以降に寄附され、令和元年度以降に自治会に対して交付する交付金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第129号

亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第6条第2項中「管理監督者となった職員」の次に「その他職責等を考慮して市長が定める職員」を加える。

第7条に次の1項を加える。

4 市長は、職員以外の者であつて職員からハ

ラスメントを受けたと思料するものからの苦情相談を受けるものとし、当該苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、相談員として、人事課長及びその者が指名する職員を充てるものとする。この場合において、当該苦情相談の処理については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第130号

令和元年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

令和元年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.27
被保険者均等割	24,500円
世帯別平等割	16,920円
世帯別平等割半額	8,460円
世帯別平等割4分の3額	12,690円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	9,250円
世帯別平等割	6,390円
世帯別平等割半額	3,200円
世帯別平等割4分の3額	4,800円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.69
被保険者均等割	11,050円
世帯別平等割	5,560円

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 井上 健哉
- 2 変更年月日  
平成31年4月27日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 長谷川 忠良
- 2 変更年月日  
平成31年4月20日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町吉田西区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 赤田 雅光

2 変更年月日

令和元年5月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町南掛区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 三浦 享浩

2 変更年月日

平成31年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市への移住及び定住を促進するため、京都府と府内市町村とが共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき本市が国及び京都府と連携して実施する移住支援事業について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域をいう。

(2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

(3) 移住者 本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をした者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 転入をした日の前日において引き続き5年以上東京都区部（東京都の特別区に存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた者

イ 転入をした日の前日において引き続き5年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日の3月前の日において引き続き5年以上、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた者（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部を除く。）に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。）

(4) 移住先就業 次に掲げる要件を全て満たす就業をいう。

ア 京都府移住支援事業補助金交付要綱（平成31年京都府告示第165号）の規定に基づき、京都府知事が指定する法人（以下「指定法人」という。）に雇用保険法第4条第1項で規定する被保険者として新たに雇い入れられること。

イ 指定法人の事業所（東京圏外又は条件不利地域内に所在するものに限る。）に

おいて業務に従事すること。

ウ 移住者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人における就業でないこと。

エ 有期又は週20時間未満の無期雇用契約に基づく就業でないこと。

オ 京都府UIJターンナビ又は他の都道府県のマッチングサイトに掲載された、本事業の対象となる旨が明示された求人に応募したことで開始された就業であること。

カ 指定法人が京都府知事の指定を受けた日以降に指定法人の求人に応募したことで開始された就業であること。

(5) 移住先起業 次に掲げる要件を全て満たす法人の設立又は個人が行う事業の開始であって、京都府知事が別に定める起業支援金の交付決定を受けたものをいう。

ア 法人にあつては当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が、個人にあつては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書を提出した税務署長の管轄区域が東京圏外又は条件不利地域内であること。

イ 京都府内の区域内で事業を実施していると認められること。

（支援対象者）

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす移住者とする。

(1) 移住先就業又は移住先起業をした者

(2) 平成31年4月1日以降に本市に転入し、転入をした日以後3月を経過した日から本市に転入をした日後1年を経過する日までの間に、本市に対して支援金の交付を申請した者

(3) 支援金の交付を申請した日から、本市に継続して5年以上居住する意思を有してい

る者

- (4) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）に掲げる暴力団員等でない者
- (5) 日本国籍を有する者又は外国籍を有しており、かつ、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している者
- (6) 移住先就業にあつては、支援金の交付申請をした日において、就業先との雇用契約期間が3月以上であり、継続して5年以上就業する意思を有している者
- (7) 京都府農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）において規定する、移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金を受給していない者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以内とする。

- (1) 支援対象者が属する世帯の世帯員の数  
2以上の場合 100万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市移住支援金交付申請書（別記第1号様式）及び当該申請に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市移住支援金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、亀岡市移住支援金交付請求書（別記第3

号様式）により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請をしたとき。

イ 支援金の申請をした日から3年未満に本市から転出したとき。

ウ 支援金の申請をした日から1年以内に移住先就業を行っている事業所を退職したとき。

エ 前条の規定により支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還 支援金の申請をした日から3年以上5年以内に本市から転出したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

別記第1号様式(第5条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

亀岡市移住支援金交付申請書

亀岡市移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ	性別	生年月日
氏名	㊟	年 月 日
住所	〒	
メールアドレス	電話番号	

2 支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
支援金の種類	就業	就業	起業	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)\*

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、亀岡市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
「京都府農業振興事業費補助金交付要綱」に規定する移住支援金の受給の有無	A. 受給していない	B. 受給している

\* 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、支援金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

6 添付書類

- ① 住民票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ② 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ③ 写真付き身分証明書
- ④ 【移住先就業の場合】就業先企業等の就業証明書(亀岡市移住支援金の申請用)(別紙3)
- ⑤ 【移住先起業の場合】起業支援金の交付決定通知書の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

管理コード(京都府及び亀岡市使用欄)
--------------------

別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び亀岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、亀岡市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を選します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に亀岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 亀岡市移住支援金交付要綱に基づき交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に亀岡市以外の市区町村に転出した場合：全額半額

別紙2

京都府移住支援事業に係る個人情報の取扱い

京都府及び亀岡市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、京都府及び本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、京都府及び亀岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

別紙3

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

㊞

第2号様式 (第6条関係)

様

号 日  
年 月

亀岡市長 印

就業証明書 (亀岡市移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業開始年月日	
志願受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び亀岡市の求めに応じて、京都府及び亀岡市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

亀岡市移住支援金交付 (不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市移住支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

□交付  
交付決定額 金 円

(備考)

- 下記のいずれかに該当すると認められる場合は、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - 申請日から3年未満に亀岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - 亀岡市移住支援金交付要綱に基づき交付決定を取り消された場合：全額
  - 申請日から3年以上5年以内に亀岡市以外の市区町村に転出した場合：半額

- 亀岡市は、京都府移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

□不交付  
理由

管理コード



第3号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
請求者 氏 名 ㊟  
(電話番号)

亀岡市移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた亀岡市移住支援金について、亀岡市移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

「揭示済」

亀岡市告示第136号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号）第18条第1項の規定により、緊急安全措置を講じたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 対象とした空家等
  - 所在地 亀岡市篠町野条イカノ辻南29
  - 用途 不明（住宅焼失のため）
  - 構造 不明（住宅焼失のため）
- 2 緊急安全措置の実施内容
  - 対象とした空家等敷地から接する市営住宅敷地へ越境する植栽の幹及び枝部分の状況の是正
- 3 緊急安全措置の実施日
  - 令和元年5月31日（金）
- 4 緊急安全措置に要した費用
  - この措置を講じた際に要した費用はない。

「揭示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
  - 代表者の住所及び氏名
  - 住所 省略
  - 氏名 西村 満
- 2 変更年月日
  - 平成31年4月20日
- 3 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町城山台区」

- 1 変更があった事項及び内容
  - 代表者の住所及び氏名
  - 住所 省略
  - 氏名 塚本 秀隆
- 2 変更年月日
  - 平成31年4月1日
- 3 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 行男

2 変更年月日

令和元年5月26日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 別所 裕之

2 変更年月日

平成31年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第141号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和元年6月14日から令和元年6月28日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01281
- 2 路線名 東堅北古世線
- 3 道路の変更区域

変 更 区 間	変 更 前後別	変更区間最小幅員	変更区間 延 長	備 考
		変更区間最大幅員		
亀岡市北古世町2丁目191番2先から 亀岡市北古世町2丁目189番1先まで	前	5.00m	44.00m	変更後路線幅員 最小 2.00m 最大 9.21m
		5.00m		
亀岡市北古世町2丁目191番2先から 亀岡市北古世町2丁目189番1先まで	後	2.00m	44.00m	変更後路線延長 511.24m
		2.00m		

「揭示済」

亀岡市告示第142号

亀岡市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市未婚の児童扶養手当受給者  
に対する臨時・特別給付金支給事  
業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」

(平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するために、亀岡市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の

定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から4箇月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記2の規定に基づき、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書(請求書)(別記第1号様式又は別記第2号様式。以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することに

より支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、令和元年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、

市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記（第2条、第5条関係）

1 支給対象者

(1) 亀岡市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(2) 前号の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前号に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

前号に規定する者が死亡した場合 （この号の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	基準日において左欄に掲げる者の 監護等児童であった者
---	-------------------------------

2 支給の申請

- (1) 市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。

第1項第2号の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る第1項第1号に規定する者がこの項の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

別記第1号様式(第5条関係) ※基準日(10月31日)前申請用

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

(宛先) 亀岡市長



1. 申請・請求者

氏名	性別	生年月日	記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏	男・女	昭和・平成	現住所			
	④	年 月 日	電話	( )		
			証書番号			

\*記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の事項(1)~(7)に警約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
- B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
銀行 5. 郵便 6. 協賛 7. 信託 8. 信託 9. 信託	本・支店 10. 本・支店	1 普通 2 当座	(詳細までお書きください)	(フリガナ)
金融機関番号	店番号			

※ゆづり銀行を選択された場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)丁(通帳記載)下部に記載を記入してください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- C 現金による支給を希望  
(金融機関の口座がない方、金融機関から親しく難く難れた場所に住んでいる方のみとなります。)
- ※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください。)

申請取下げ書

記入日	年	月	日

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	④
-----------	---

\*記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

- (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
- (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【警約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しなくなった場合、市区町村が必要と認めた場合に、この申請書を取り下げます。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年1月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写真

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ) が分かる通帳やキャッシュカードの写し



第2号様式(第5条関係) ※基準日(10月31日)後申請用

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

(宛先) 亀岡市長



1. 申請・請求者

氏名	性別	生年月日	記入日	年	月	日
(フリガナ)	男・女	昭和・平成	現住所			
	(印)	年	電話	( )		
			証書番号			

\*記名印印に代えて署名することができます。

※裏面の事項(1)～(7)に警約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□ B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)>への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください。)

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
銀行 5. 郵便 6. 農協 7. 信託 8. 信用 9. 信販 10. 信託 11. 信託	本・支店 本・支店 本・支店	1 普通 2 当座	(4桁の数字を記入してください)	(フリガナ)
金融機関番号	口座番号			

※Bかつ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳記載)下部に記載を記入してください。

※長期入出金の口座を記入しないください。

□ C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から新しく開かれた場所に住んでいる方のみとなります。)

※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください。)

(裏面も必ず確認してください。)

【警約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。  
(支給要件)  
①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母  
②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者  
③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な情報等の公開等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が滞りせず、かつ、令和2年1月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

「揭示済」

亀岡市告示第143号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第144号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項の表1注を次のように改める。

注

- 1 令和元年度については、平成31年4月から令和元年9月まで（以下「前期分」という。）を補助対象期間とする。前期分の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  
上記の単価×前期分の保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  
上記の単価×前期分の保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）
- 4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。入園料及び保育料については、次の算式により額を算出し、補助限度額の範囲内において補助金額を決定する。
  - (1) 入園料  
入園料×前期分の保育料の支払月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）
  - (2) 保育料  
保育料×前期分の保育料の支払月数
- 5 市民税の所得割課税額については、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条

の7の規定による寄附金控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

- 6 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市で課税されている者は、地方税法第314条の3の規定にかかわらず、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の規定による改正前の地方税法第314条の3の規定による税率により算出した所得割課税額及び税額控除額を用いて所得階層区分を決定する。ただし、やむを得ない場合は当該年度の税率により算出した所得割課税額に8分の6を乗じた額で所得階層区分を決定する。

第2条第1項の表2注を次のように改める。

注

- 1 令和元年度については、前期分を補助対象期間とする。前期分の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  
上記の単価×前期分の保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  
上記の単価×前期分の保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）
- 4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。入園料及び保育料については、次の算式により額を算出し、補助限度額の範囲内において補助金額を決定する。

## (1) 入園料

入園料×前期分の保育料の支払月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）

## (2) 保育料

保育料×前期分の保育料の支払月数

5 市民税の所得割課税額については、地方税法第314条の7の規定による寄附金控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

6 区分5又は区分6に該当する世帯については、小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児とする。なお、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄、姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。

7 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市で課税されている者は、地方税法第314条の3の規定にかかわらず、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の規定による改正前の地方税法第314条の3の規定による税率により算出した所得割課税額及び税額控除額を用いて所得階層区分を決定する。ただし、やむを得ない場合は当該年度の税率により算出した所得割課税額に8分の6を乗じた額で所得階層区分を決定する。

第2条第1項の表3注を次のように改める。

## 注

1 令和元年度については、前期分を補助対象期間とする。前期分の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×前期分の保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）

2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×前期分の保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）

4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。入園料及び保育料については、次の算式により額を算出し、補助限度額の範囲内において補助金額を決定する。

## (1) 入園料

入園料×前期分の保育料の支払月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）

## (2) 保育料

保育料×前期分の保育料の支払月数

5 市民税の所得割課税額については、地方税法第314条の7の規定による寄附金控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

6 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市で課税されている者は、地方税法第314条の3の規定にかかわらず、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の規定による改正前の地方税法第314条の3の規定による税率により算出した所得割課税額及び税額控除額を用いて所得階層区分を決定する。ただし、やむを得ない場合は当該年度の税率により算出した所得割課税額に8分の6を乗じた額で所得階層

区分を決定する。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和元年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下ノ谷区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 鈴木 勲
- 2 変更年月日  
平成30年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 湯浅 晴之
- 2 変更年月日  
平成31年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第147号

子どもスポーツ検診補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第190号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「亀岡市体育協会」を「亀岡市スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和元年6月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市篠町篠上西裏39の5、41の23、44、45、市有地  
(関連区域)  
亀岡市篠町篠上西裏41の1の一部、56の1の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
亀岡市大井町南金岐尾垣内9  
株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第29号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和元年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和元年6月13日以後、常時備え置く  
こととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

---

亀岡市公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
29条第1項に関する工事が完了したので、次  
のとおり公告する。

令和元年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町篠下西山2の27、50

（関連区域）

亀岡市篠町篠下西山2の57、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区西九条南田町42

藤木 英幸

「揭示済」

亀岡市公告第31号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)において土木に関する専門課程を修得し卒業した人、又は令和2年3月31日までに修得し卒業する見込みの人

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 1次試験

(1) 方法

個別面接試験、論文試験

(2) 日時・場所

令和元年7月25日(木)午前9時20分から『亀岡市役所』において行う。

(3) 1次試験合格発表

令和元年7月下旬に通知する。



## 4 2次試験

## (1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

## (2) 日時・場所

令和元年8月6日（火）亀岡市役所内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

## (3) 2次試験合格発表

令和元年8月中旬（予定）に通知する。

## 5 3次試験

## (1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

## (2) 日時・場所

令和元年8月27日（火）亀岡市役所内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

## 6 最終合格発表

令和元年9月上旬頃（予定）に通知する。

## 7 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和2年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和3年3月31日までとする。

## 8 給与

（平成31年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

区分	土木
大学卒	191,542円
短大卒	174,052円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 9 受験手続及び受付期間

## (1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を

貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）と返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、締切日を令和元年7月5日（金）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

---

亀岡市公告第32号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年6月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町馬堀池ノ下・南垣内の一部

亀岡市篠町馬堀向端の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和元年6月17日から令和元年7月1日まで

「揭示済」

亀岡市公告第33号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。  
 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年6月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- |              |   |                        |
|--------------|---|------------------------|
| (1) 工事番号     | 区第1号  |                        |
| (2) 工事名      | 亀岡駅北地区駅前広場等整備工事（その2）  |                        |
| (3) 工事場所     | 亀岡市追分町一本木地内外  |                        |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |                        |
| (5) 工事概要     | 土工  | 一式                     |
|              | 給水管   | HIVPφ20、30、50 L=552.9m |
|              | 雨水排管  | VUφ200、300 L=81.2m     |
|              | 汚水排管  | VUφ150、200 L=54.9m     |
|              | 照明灯   | LED照明 N=10基            |
|              | 電線管路  | FEPφ30、40、50 L=1449.2m |
|              | ベンチ   | ロングベンチ、サークルベンチ N=7基    |
|              | 車止め   | H=800 N=84基            |
| (6) 予定価格（税込） | 39,015,900円   |                        |
|              | 【入札書比較価格（税抜）  | 35,469,000円】           |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和元年10月31日まで  |                        |
| (8) 部分払      | 無   |                        |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内（消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費 |                        |

税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内) 保証事業会社の保証が必要)

- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内(消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の20%以内)。また、保証事業会社の保証が必要。)が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成31年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
(※受注金額は、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金

額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年6月19日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年6月19日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年6月25日（火） 午前9時から午後5時まで 令和元年6月26日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年6月27日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	

質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年6月24日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和元年6月28日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年7月1日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年7月3日（水） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月4日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年7月5日（金） 午前11時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第34号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
令和元年6月25日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第35号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

令和元年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和元年6月27日  
午前10時
- 2 捕獲場所 亀岡市本梅町中野番頭林
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 黒茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（令和元年6月29日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

## 亀岡市公告第36号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和元年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 31自工第1号
- (2) 工事名 亀岡市同報系デジタル防災行政無線整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市安町地内外
- (4) 工事種別 電気通信工事
- (5) 工事概要
- ・親局設備（亀岡市役所）  
デジタル無線用無線電話装置、操作卓、自動プログラム送出装置、オーディオ卓、電話応答装置、情報自動配信装置ほか
  - ・中継局設備（竜ヶ尾中継局）  
デジタル無線用無線電話装置、被遠方監視制御装置、空中線フィルタ、同軸避雷器、分配器ほか
  - ・屋外拡声子局設備  
屋外拡声式送受信装置（タイプ1）（アンサーバック付き）9組、屋外拡声式送受信装置（タイプ1）（アンサーバック付き、増設アンプ付き）1組、外部接続箱（タイプ1）10台、スピーカ25台、空中線10基、同軸避雷器10台ほか
- (6) 予定価格（税込） 98,437,900円  
【入札書比較価格（税抜） 89,489,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和2年2月28日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内（消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の40%以内）保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定さ



れた場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内（消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正が施行されるまでに請求する場合は、落札金額に8%を乗じた額の20%以内）。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 無
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和元年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に「電気通信工事」の業種で登録されており、近畿圏内に本店、支店又は営業所があること。
- (2) 電気通信工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（直近のもの）の「電気通信」の総合評定値（P）が1,000点以上であること。
- (3) 入札への参加は単体とする。
- (4) 過去10年以内に地方公共団体が発注した60MHz帯デジタル同報系防災無線システムの工事を元請として施工した実績を有すること。（現在施工中の工事も含む。）
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有する者）の登録を受けていること。
- (6) 電波法、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）に定める60MHz帯のデジタル無線実験局の免許を自社で有していること。
- (7) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（直近のもの）の写し
- (3) 工事施工実績調書（別紙様式2）

- (4) 電波法における「登録点検事業者」の登録証の写し
- (5) 無線局免許状の写し（60MHz帯デジタル無線実験局のもの）
- (6) 配置予定技術者調書（別紙様式3）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (7) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
  - ※ 配置予定技術者調書（別紙様式3）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。
  - ※ (1)(3)(6)の様式については、入札情報公開システムにて公開のエクセルファイルに記載のうえ電子入札システムを通じて提出すること。
  - ※ (2)(4)(5)(7)については、PDFファイルで電子入札システムを通じて提出すること。
  - ※ 電子入札システムの仕様上、提出するファイルのサイズの合計は2MBまでにおさめること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和元年6月28日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和元年6月28日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和元年7月5日（金） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月8日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和元年7月9日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和元年7月4日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 令和元年7月10日（水） 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和元年7月11日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和元年7月16日（火） 午前9時から午後5時まで 令和元年7月17日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和元年7月18日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第37号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和元年7月28日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和元年7月29日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和元年8月12日までにこれを申し出ることができる。

令和元年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和元年6月29日

至 令和元年7月28日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

大幸善博  
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

梶尾英夫  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は令和2年9月30日までとします

山本眞之介  
(各 通)

西田佳弘  
中村真美  
亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

中澤基行  
(各 通)

法貴雅男  
滝花慶子  
亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します  
任期は令和元年9月30日までとします  
令和元年6月1日

矢田勲  
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

木村好孝  
亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

木村好孝  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は令和2年9月30日までとします

永田一夫  
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は令和2年3月31日までとします  
令和元年6月12日

西田哲郎  
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

井上敬章  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は令和2年9月30日までとします  
令和元年6月13日

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第4号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱施行規程（昭和50年亀岡市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月25日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

第2条第1項中「（12月末日までに限る。）」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から実施し、令和元年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1, 487人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

24,782人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第54号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に  
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数  
は、次のとおりである。

令和元年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12,391人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第55号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

1	閲覧年月日	平成30年5月11日 平成30年5月17日～18日 平成30年5月24日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第44投票区
2	閲覧年月日	平成30年6月7日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第44投票区
3	閲覧年月日	平成30年6月20日
	閲覧申出者の氏名	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 吉山 一輝
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都千代田区大手町1-7-1
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関する世論調査
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区の有権者45人
4	閲覧年月日	平成30年6月21日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————

	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第38、第44投票区
5	閲覧年月日	平成30年7月5日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第38、第44投票区
	6	閲覧年月日
閲覧申出者の氏名		三上 泉
主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)		————
閲覧目的の概要		政治活動
委託者		————
閲覧に係る選挙人の範囲		第37、第38、第44投票区
7	閲覧年月日	平成30年8月7日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第38投票区
8	閲覧年月日	平成30年8月23日 平成30年8月30日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第3、第5、第6投票区
9	閲覧年月日	平成30年9月6日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動



	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第38投票区
10	閲覧年月日	平成30年9月11日
	閲覧申出者の氏名	株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関する世論調査
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第40投票区の有権者11人
11	閲覧年月日	平成30年9月19日～20日 平成30年9月21日 平成30年9月27日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
12	閲覧に係る選挙人の範囲	第3、第5、第6投票区
	閲覧年月日	平成30年9月25日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
13	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
	閲覧年月日	平成30年10月3日 平成30年10月5日 平成30年10月12日 平成30年10月17日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第3、第5、第6、第43投票区
	閲覧年月日	平成30年10月4日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉

14	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
15	閲覧年月日	平成30年10月17日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	下矢田町、中矢田町、上矢田町全域、安町、荒塚町、余部町の一部
16	閲覧年月日	平成30年10月25日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第3、第5、第6、第43投票区
17	閲覧年月日	平成30年10月31日～11月1日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	下矢田町、中矢田町、上矢田町、下矢田町1丁目、下矢田町2丁目、下矢田町4丁目、余部町、安町、古世町西向林
18	閲覧年月日	平成30年11月7日～9日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	三宅町、古世町、北古世町、追分町
	閲覧年月日	平成30年11月20日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉

19	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第41投票区
20	閲覧年月日	平成30年11月21日～22日 平成30年11月27日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第41投票区
21	閲覧年月日	平成30年11月22日
	閲覧申出者の氏名	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区日本橋町2-7-1
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関する学術研究
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	余部町、古世町1～3丁目、下矢田町2～3丁目の有権者 21人
22	閲覧年月日	平成30年11月27日～30日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
23	閲覧年月日	平成30年12月4日～6日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
	閲覧年月日	平成30年12月5日～6日

24	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第41投票区
25	閲覧年月日	平成30年12月10日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町
26	閲覧年月日	平成30年12月10日～14日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	蕨田野町、吉川町
27	閲覧年月日	平成30年12月10日～14日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第41投票区
28	閲覧年月日	平成30年12月17日～18日
	閲覧申出者の氏名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第41投票区
	閲覧年月日	平成31年1月18日
	閲覧申出者の氏名	赤坂マリア

29	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	篠町夕日ヶ丘
30	閲覧年月日	平成31年2月18日 平成31年2月20日～22日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1、第2、第40投票区
31	閲覧年月日	平成31年3月12日～13日 平成31年3月19日～20日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	千代川町

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第56号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第57号

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和元年6月28日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

省 略

「揭示済」

農業委員会欄

告 示

亀岡市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により別段の面積（下限面積）を次のとおり告示する。

令和元年6月11日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	本梅町平松南垣内6番 本梅町平松南垣内6番1 本梅町平松南垣内6番2
30アール	1平方メートル区域を除く区域

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 告示

### 亀岡市上下水道部告示第10号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市上下水道部お客様サービス課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により告示する。

令和元年6月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 送達する書類  
交付要求通知書
- 送達を受けるべき者  
住所 亀岡市河原町165番地4  
氏名 勘原 和彦
- この書類を受領されないときは、国税通則法第14条第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

### 亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市指定給水装置工事業者  
廃止の告示

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

#### 1 廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
189	森本設備	森本 保行	亀岡市西堅町18

#### 2 廃止日 令和元年6月4日

「揭示済」

### 亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者  
廃止の告示

令和元年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

#### 1 廃止処理日

令和元年6月4日

2 廃止業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
188	森本設備	森本 保行	亀岡市西壁町18番地

「揭示済」

市立病院欄

規 程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月25日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第5号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。



別表中

「

1日	21,600	(1,600)
1日	5,400	(400)
1日	2,700	(200)
1回	43,000	(3,185)
診療報酬点数表を基準として 管理者が別に定める額		
1通	1,080	(80)
1通	1,080	(80)
1通	2,160	(160)
1通	2,160	(160)
1通	3,240	(240)
1通	3,240	(240)
1通	3,240	(240)
1通	3,240	(240)
1通	4,320	(320)
1通	4,000	
1通	3,240	(240)
1通	1,080	(80)
1通	1,080	(80)
1通	1,080	(80)
1通	2,000	
1通	2,160	(160)

」を

「

1日	22,000	(2,000)
1日	5,500	(500)
1日	2,750	(250)
1回	43,800	(3,981)
診療報酬点数表を基準として 管理者が別に定める額		
1通	1,100	(100)
1通	1,100	(100)
1通	2,200	(200)
1通	2,200	(200)
1通	3,300	(300)
1通	3,300	(300)
1通	3,300	(300)
1通	3,300	(300)
1通	4,400	(400)
1通	4,000	
1通	3,300	(300)
1通	1,100	(100)
1通	1,100	(100)
1通	1,100	(100)
1通	2,000	
1通	2,200	(200)

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料等について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

「揭示済」